

令和5年度福岡地方最低賃金審議会

第3回福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、

情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 : 令和5年9月27日(水) 12:55 ~ 14:25

2 会 場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 1人(定数3人)
【労働者代表委員】 3人(定数3人)
【使用者代表委員】 3人(定数3人)

4 主要議題

- (1) 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定について
- (2) その他

5 審議内容

(労働者側)

改定額について、前回は59円の引上げを主張していたが、今回は電機連合の企業内最低賃金時間換算1,124円に3年間で到達するための金額、県最賃額に対する優位性の過去3年間平均は109.17パーセント、影響率が17パーセント台、のいずれからも導かれるプラス49円の引上げを主張する。

(使用者側)

改定額については、前回は現行の最賃額977円に福岡市の物価指数の指標平均値3.71パーセントを掛けた36円を主張したが、今回は北九州市の物価指数の指標平均値3.83パーセントを掛けた37円の改定額を主張する。

公益委員が全会一致を目指して、労使双方と意見を重ねたが、労働者側は改定賃金額49円を求め、一方、使用者側としては改定賃金額37円と、労使双方の主張には未だ開きが残り、結審には至らず。部会長が次回までに労使間で意見の一致に向けた十分な打合わせを行うことなどを求めるとともに、次回の予備日で全会一致による結審を目指すこととなった。